規　則

○国家公安委員会規則第二号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日　国家公安委員会委員長　松原　仁

犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部を改正する規則

犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第四号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第五号中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第六号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条第七号中「第十七条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

第四条中「第九条第四項」を「第八条第四項」に改める。

第六条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第七条第一項及び第二項中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第八条第一項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第十条中「第十七条」を「第十八条」に、「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第十一条第二項中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条第四項中「第十七条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

第十二条中「第十七条第四項」を「第十八条第四項」に改める。

第十三条第二項中「第十五条」を「第十六条」に改める。

別記様式第一号中「第９条第４項」を「第８条第４項」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「第11条第２項」を「第12条第２項」に改める。

別記様式第四号中「第11条第２項」を「第12条第２項」に、「送付する」を「送付します」に改める。

別記様式第五号及び別記様式第六号中「第17条第２項」を「第18条第２項」に改める。

別記様式第七号中「第17条第３項」を「第18条第３項」に改める。

別記様式第八号中「第17条第１項」を「第18条第１項」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○国家公安委員会金融庁告示第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令（平成二十四年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の施行に伴い、及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第十五条第十一号の規定に基づき、平成二十年国家公安委員会金融庁告示第一号（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第八条第十一号の規定に基づき、国又は地域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日　国家公安委員会委員長　松原　仁

金融庁長官　畑中龍太郎

前文中「第八条第十一号」を「第十五条第十一号」に改める。

附　則

この告示は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から適用する。

○金融庁告示第十八号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第一号並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号の規定に基づき、次のように告示し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日　金融庁長官　畑中龍太郎

第一　平成十八年金融庁告示第三十六号（信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、同項第四号に掲げる業務」及び「並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第十六条に規定する業務」を削り、「第二条第一号」を「次条第一号」に改め、同条第二号中「第二条第二号」を「次条第二号」に改め、同条第二号の二中「第二条第二号の二」を「次条第二号の二」に改め、同条第四号中「第二条第四号」を「次条第四号」に改める。

第一条の二を削る。

第二　平成十八年金融庁告示第三十七号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、同項第四号に掲げる業務」及び「並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第十六条に規定する業務」を削る。

○金融庁告示第十九号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令（平成二十四年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の施行に伴い、及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第四条第一項第四号の規定に基づき、平成二十年金融庁告示第十号（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第四号の規定に基づき国又は地域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日　金融庁長官　畑中龍太郎

前文中「第六条第一項第四号」を「第四条第一項第四号」に改める。

附　則

この告示は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から適用する。